

## 1 学区変更の実施時期について

学区変更に伴う児童生徒数及び教室数のシミュレーション（学区変更案）によると、令和6年度に、日進中学校のクラス数の合計が改修後利用可能教室数の上限を超える。

学区変更までに必要な周知及び手続等の期間を考慮すると、学区変更ができるのは、早くて令和5年度からと考えている。

## 2 学区変更に伴う経過措置について

### <過去の事例>

- ◇ 梨の木小学校開校時（平成14年に、南小学校から分離新設、併せて中学校の通学区域を変更（梨の木小学校区は東中学校区へ変更し、南小学校は従来どおり日進中学校へ変更）した。）

南小学校に通う経過措置はなかったが、梨の木小学校の開校により、兄弟姉妹で、就学する中学校が別々となる場合があることから、日進中学校に兄弟姉妹がいる生徒だけ、日進中学校への就学を認めた。

- ◇ 赤池小学校開校時（平成20年に、西小学校から分離新設）

西小学校に通う経過措置はなかった。

- ◇ 檀木団地（東小学校区の一部）を梨の木小学校へ（平成20年）

梨の木小学校に近い、檀木団地全域を、梨の木小学校に変更。年度途中で決定したこともあり、児童保護者への周知期間がほとんどなかったため、経過措置を設け、東小学校、梨の木小学校どちらへの就学も可とした。

- ◇ 竹の山小学校開校時（平成25年に、北小学校から分離新設）

北小学校に通う経過措置はなかった。

平成21年度に行った、竹の山小学校の通学区域を決める学区検討委員会では「経過措置を特に設けないことが適切である。」とされたが、「ただし、新設校の情報については、出来るだけ早い時期から地域及び関係者に公開し、児童生徒、保護者の新設校に対する不安や疑問を解消するとともに、ご理解をいただくように努めること。」として、意見書をまとめた。

- ◇ 米野木台二丁目、日進団地、豊島台団地、日の出が丘団地とその周辺の区域を東小学校から梨の木小学校へ変更（平成29年）

平成29年度に6年生になる児童及び6年生の児童に弟妹がいる場合、兄姉が東小学校に通い続けるのであれば、弟妹も1年間のみ東小学校に就学することができる経過措置を設けた。